

## 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について (地域内フィーダー系統確保維持計画)

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、自ら事業の実施状況の確認・評価を行い、その結果を補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地方運輸局に報告することとされています。

このことについて、令和2年度事業の評価を本協議会にてご審議いただくものです。

### 令和2年度事業（令和元年10月1日～令和2年9月30日）の概要

◆事業者名 宇和島市、宇和島自動車株式会社

◆運行内容 定時定路線型 11系統  
(大河内線・大良線・筋線・筋線(花組経由)・川之内線  
・川之内線(務田行)・川之内線(再編後)音地線・大藤線  
・増田線・本九島線)  
デマンド型 5系統  
(別当線・大河内線・川平線・田川線・兼近線)

◆補助対象額 21,439千円

◆補助申請額 10,719千円

◆令和2年度事業実績（集計期間：令和元年10月～令和2年9月）

運行形態	路線名	運行回数				利用者数			
		計画	実績	差引	割合	計画	実績	差引	割合
定時定路線型	大河内線	602.5回	600.0回	△2.5	99.6%	2,300人	1,458人	△842	63.4%
	大良線	1,446回	1,440回	△6	99.6%	7,160人	6,752人	△408	94.3%
	筋線	964回	960回	△4	99.6%	2,400人	1,777人	△623	74.0%
	川之内線	773.5回	773.5回	0	100.0%	1,558人	440人	△1,118	28.2%
	川之内線 (再編後)	80回	76回	△4	95.0%	160人	43人	△117	26.9%
	音地線	100回	95回	△5	95.0%	200人	198人	△2	99.0%
	大藤線	60回	57回	△3	95.0%	120人	30人	△90	25.0%
	増田線	60回	57回	△3	95.0%	120人	13人	△107	10.8%
デマンド型	別当線	1,250回	1,266回	16	101.3%	1,950人	1,678人	△272	86.1%
	大河内線	120回	110回	△10	91.7%	200人	143人	△57	71.5%
	川平線	20回	36回	16	180.0%	60人	49人	△11	81.7%
	田川線	92回	41回	△51	44.6%	92人	43人	△49	46.7%
	兼近線	18回	20回	2	111.1%	55人	34人	△21	61.8%
定時定路線型	本九島線	3,225.0回	3,204回	△21.0	99.3%	42,300人	33,873人	△8,427	80.1%

※筋線（花組経由）、川之内線（務田行）は、筋線、川之内線と合算。

※定時定路線型の運行回数の差について、コミュニティバスは台風接近のため9月7日に全地区で1日運休したことによるもので、宇和島自動車は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休校期間を学休日のダイヤで運行したことによるもの。

（新型コロナウイルス感染症の影響について）

新型コロナウイルスの影響により、全路線において乗車目標数を下回る結果となりました。実際の利用状況等により、路線の見直しも随時行っておりますが、コロナの影響下での分析は困難でもあり、今回の見直しについては見送ることとし、今後も地域の皆様方の要望をいただきながら利用促進に努めたいと考えます。

# 地域公共交通確保事業・事業評価・事業評価(生活交通確保事業)持改善計画に基づく事業)

令和3年1月 日

協議会名：宇和島市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名：地域内ファーダー系統確保維持国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
(大河内線) 吉田駅～立間小学校～大河内	前回の事業評価結果を適切に反映させ、実施された。 過去10年間の運行(利用)状況の把握を行った。	A 計画通り事業は適切に実施された。	C 計画に位置付けられた目標を達成できなかった。2,300人/年にに対し1,458人であった。	C 計画に位置付けられた目標をおおむね達成した。7,160人/年にに対し6,752人であった。	・持続可能な公共交通とするには、地域住民の自主的、積極的な利用が不可欠であるため、今後も利用促進に係る啓発(広報・HP等)を活用した情報提供を行う。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から全路線において利用者が減少している。減少幅は定時定路線が2～3割、デマンド便が3～5割どなっている。
(大良線) 吉田駅～吉田中学校～大良	前回の事業評価結果を適切に反映させ、実施された。 過去10年間の運行(利用)状況の把握を行った。	A 計画通り事業は適切に実施された。	A 計画に位置付けられた目標を一部達成できていない点があった。2,400人/年にに対し1,777人であった。	B 計画に位置付けられた目標を一部達成できていない点ががあった。2,400人/年にに対し1,777人であった。	・三間地区の路線再編後については1ヶ月のみの評価となつているが、利用が定着しておらず低水準どなっている。 (音地線/定時定路線)は小学生の通学利用により目標を達成したが一般利用は少ない状況。
(筋線) 吉田駅～吉田中学校～筋	前回の事業評価結果を適切に反映させ、実施された。 過去10年間の運行(利用)状況の把握を行った。	A 計画通り事業は適切に実施された。	B 計画に位置付けられた目標を達成できなかった。1,558人/年にに対し440人であった。	B 計画に位置付けられた目標を一部達成できていない点があった。2,400人/年にに対し1,777人であった。	・一般利用の定着を促進するため、回覧等による情報発信を行いつつ、新型コロナウイルス感染症の影響も含めて、状況を見守ることとする。
(川之内線) 務田～鬼ヶ峠～川之内	前回の事業評価結果を適切に反映させ、実施された。 過去10年間の運行(利用)状況の把握を行った。	A 計画通り事業は適切に実施された。	C 計画に位置付けられた目標を達成できなかった。1,558人/年にに対し440人であった。	C 計画に位置付けられた目標を達成できなかった。1,558人/年にに対し440人であった。	・再編対象以外の路線についでは、新型コロナウイルス感染症の影響があつたにも関わらず、一部を除き達成率が70%を超えていたため、車内の感染
(川之内線) 道の駅みま～川之内～道の駅みま	前回の事業評価結果を適切に反映させ、実施された。 過去10年間の運行(利用)状況の把握を行った。	A 計画通り事業は適切に実施された。	C 計画に位置付けられた目標を達成できなかった。160人/年にに対し43人であった。	C 計画に位置付けられた目標を達成できなかった。160人/年にに対し43人であった。	

症対策に努め、利用の回復を図る。  
 特に(川平線/デマンド)は地域でも利用促進に協力があり、前年度の20倍の利用どなつている。

宇和島市	(音地線) 三間支所～音地集会所～宮野下駅前	A 計画通り事業は適切に実施された。	A 計画に位置付けられた目標を概ね達成した。200人/年にに対し198人であった。
	(大藤線) 道の駅みま～大藤集会所～もみの木前	A 計画通り事業は適切に実施された。	C 計画に位置付けられた目標を達成できなかつた。120人/年にに対し30人であった。
	(増田線) 道の駅みま～増田集会所～三間支所	A 計画通り事業は適切に実施された。	C 計画に位置付けられた目標を達成できなかつた。120人/年にに対し13人であった。
	(別当線/デマンド)	A 前回の事業評価結果を適切に反映させ、実施された。 過去10年間の運行(利用)状況の把握を行つた。	B 計画通り事業は適切に実施された。
	(大河内線/デマンド)	A 前回の事業評価結果を適切に反映させ、実施された。 過去10年間の運行(利用)状況の把握を行つた。	B 計画に位置付けられた目標を一部達成できていない点があつた。1,950人/年にに対し1,678人であった。
	(川平線/デマンド)	A 前回の事業評価結果を適切に反映させ、実施された。 過去1年間の運行(利用)状況の把握を行つた。	B 計画に位置付けられた目標を一部達成できていない点があつた。200人/年にに対し143人であった。
	(田川線/デマンド)	A 運行区域の拡大により利用を見込んでいたが、別系統(兼近線)としての登録となり、想定した効果は得られなかつた。 過去10年間の運行(利用)状況の把握を行つた。	B 計画通り事業は適切に実施された。
	(兼近線/デマンド)	A 平成30年10月からの新規路線。1年間の運行(利用)状況の把握を行つた。	C 計画に位置付けられた目標を達成できなかつた。92人/年にに対し43人であった。
	(九島線) 本九島～きさいや広場	A 前回の事業評価結果を適切に反映させ、実施された。 過去3年間の運行(利用)状況の把握を行つた。	B 計画に位置付けられた目標を一部達成できなかつた。42,300人/年にに対し33,873人であった。
宇和島自動車(株)			P 持続可能な公共交通とするには地域住民の自主的、積極的な利用が不可欠であるため、今後も利用促進に係る啓発(広報・HP等)を活用した情報提供を行う

**自己評価基準**

- (4)事業実施の適切性  
A評価：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された(目標達成率90%以上)  
B評価：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されない点があつた(目標達成率70%以上90%未満)  
C評価：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかつた(目標達成率70%未満)

**⑤目標・効果達成状況**

- A評価：事業が計画に位置付けられた目標を達成した(目標達成率90%以上)  
B評価：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があつた(目標達成率70%以上90%未満)  
C評価：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかつた(目標達成率70%未満)

## 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和3年 月 日

協議会名：	宇和島市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	地域内ファイーダー系統確保維持費国庫補助金
<p>(地域の概況)</p> <p>宇和島市は愛媛県西南部に位置する、人口73,067人(令和2年12月31日現在)、面積469.58km<sup>2</sup>のまちである。西は入江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス式海岸が続き、5つの有人島と多くの無人島がある。東には1,000m級の鬼ヶ城連峰が海まで迫り、起伏の多い複雑な地形をしている。市街地や集落は海岸部の平野や内陸部の盆地に点在している。</p>	
<p>(宇和島市)</p> <p>市内を運行する鉄道路線は、予讃線と予土線の二つのJR路線で、予讃線は当市から高松市までを、予土線は当市から高知県高岡郡四万十町まで運行されている。路線バスは、宇和島自動車株式会社により運行されており、市民生活に欠くことのできない足として機能している。</p> <p>当市の場合、宇和島駅が予讃線・予土線終着駅であり、当市以南には鉄道がなく、市役所や公立病院、学校施設などの主要施設が駅から離れて点在しているため、路線バスは生活するうえで極めて重要な役割を果たしているが、近年は人口減少やマイカーの普及による輸送人員の減少で、厳しい経営を余儀なくされており、やむなく廃止・再編された路線もある。</p> <p>このように地域の公共交通を取り巻く環境が厳しい中、市民生活の利便性を確保し、公共交通の空白地域を解消するため、平成24年4月から「地域内ファイーダー系統」としての運行を開始し、令和2年10月末現在、乗合バス型8系統、マンド型3系統を運行している。</p> <p>(九島線)</p> <p>九島地区は、周囲約10km、人口800人(令和2年12月31日現在)の離島である。島内に公共交通ではなく、本土への交通手段については、1日9往復のフェリーが生活に必要不可欠な交通として機能していたが、平成28年4月に本土と九島を繋ぐ九島架橋が供用開始となり、当該航路(九島～宇和島)は廃止となった。また、平成29年4月からは島内唯一の小学校が廃止され、本土の小学校に統合されている。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、新たな交通手段として路線バスの運行(きさいや広場～本九島)を行ない、地域住民の通院、通学、買い物を中心とした生活に必要な足を確保・維持していく必要がある。</p>	

# 宇和島市地域公共交通協議会

地域内ファイーダー系統  
事業評価(令和2年度)

## 宇和島市基礎データ

合併状況: 平成17年8月に1市3町が合併  
人口: 73,067人(令和2年12月現在)  
面積: 468.19平方キロメートル

## 宇和島市における主な公共交通概要

### ○鉄道 予土線、予讃線

### ○バス (幹線)

- ・宇和島自動車(株)が運行する民間事業路線  
宇和島～城辺 宇和島～宿毛 宇和島～虹の森公園前  
宇和島～日吉 宇和島～野村 田之浜～宇和島  
船問～宇和島 立間～福浦

### (ファイーダー系統)

#### 民間事業路線

- バスセンターや宇和島駅前停留所等で幹線につながる路線  
(九島線)

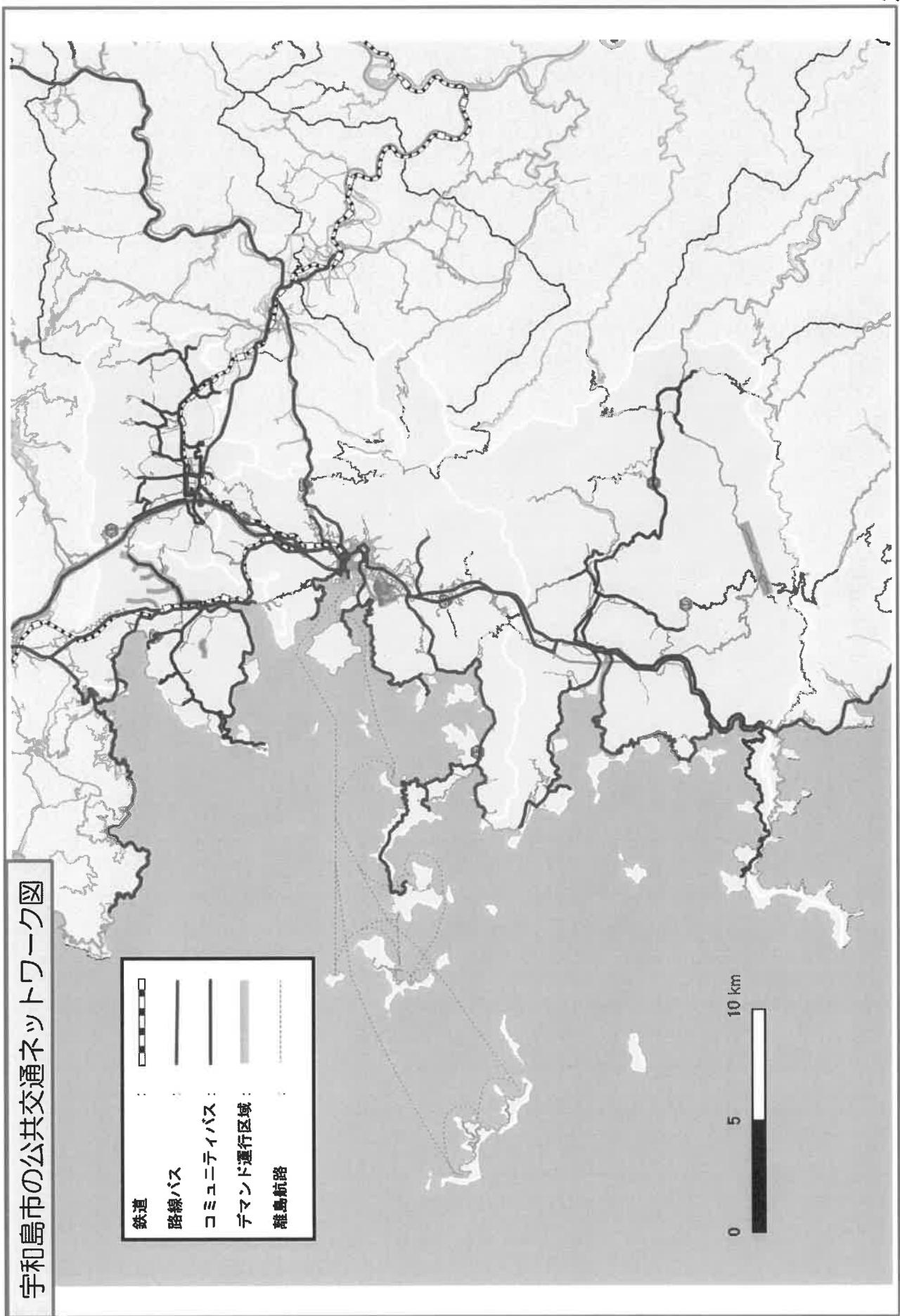
### 自家用有償旅客運行

- ・宇和島 区域型(別当線)  
吉 田 路線型(大河内線・大良線・筋線)
- ・吉 田 区域型(大河内線・川平線)
- ・三 間 路線型(川之内線・音地線・大藤線・増田線)

# 宇和島市地域公共交通協議会

地域内ファイダ一系統  
事業評価(令和2年度)

宇和島市の公共交通ネットワーク図



# 宇和島市地域公共交通協議会

## 地域内フィーダー一系統 事業評価(令和2年度)

### 協議会の構成員

宇和島市、四国旅客鉄道(株)、宇和島自動車(株)、宇和島ハイヤー(株)、愛媛県バス協会、大洲河川国道事務所、愛媛県運輸支局、愛媛県南予地方局建設部、宇和島警察署、宇和島市連合自治会、宇和島市女性団体連絡協議会、宇和島市老人クラブ連合会、宇和島自動車労働組合、宇和島市観光物産協会

### 前年度の事業評価における課題

(前年度の事業の今後の改善点)  
・持続可能な公共交通とするには、地域住民の自主的、積極的な利用が不可欠であるため、今後も利用促進に係る啓発(広報・HP等を活用した情報提供)を行う  
(課題)

・利用の少ないデマンド便対象地域と今後の運行  
・三箇地区全体の再編と利用実績に応じた調整

### 定量的な目標・効果

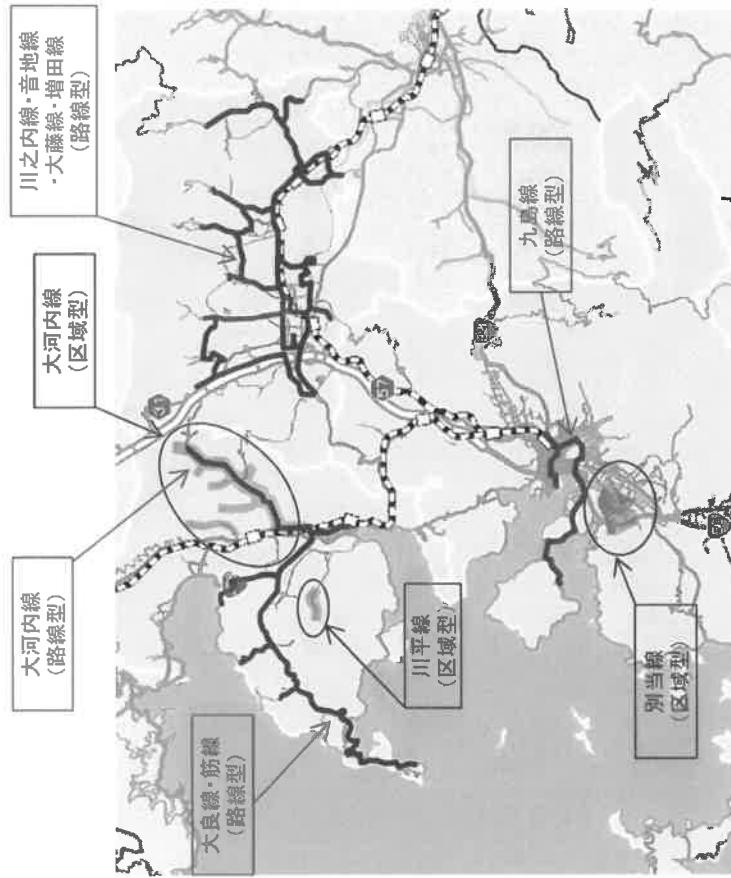
#### (目標)

・地域内フィーダー一系統を計画どおり運行し、利用者数を維持していく。年間利用者数を、九島線は42,300人、自家用有償旅客運送は16,375人とする。

#### (効果)

・利用者ニーズに即した運行形態の導入と運行体制の整備により、地域に愛される交通網を構築し、高齢者の外出促進と活動機会を増加させることにより、将来にわたる地域住民の生活交通の確保・維持につながる。

### フィーダー一系統図



# 寧和島市地域公共交通協議会

地域内ファイダ一系統  
事業評価(令和2年度)

## 「定量的な目標・効果」達成のための具体的な取組

- (コミュニティバス・デマンドバス)
  - ・日報等による利用状況の把握及び委託業者との話し合い。
  - ・過去10年間の利用状況の把握を行った。
  - ・デマンド便の利用が少ない地域と協議を行い、地域内での利用促進に協力してもらうことで、利用が大きく改善した。
  - ・新型コロナウイルス感染症対策として、運行ごとの車内消毒、手指消毒液の車内設置、運行中の車内換気等を実施。(九島線)
  - ・小学校の統廃合に伴う、登校時間帯の1便増便を継続し、安全性の確保及び利用環境の維持を図った。
  - ・車内アンケートを常設し、利用者の要望や意見の収集を実施。
  - ・新型コロナウイルス感染症対策として、運転手の健康管理、車内の定期的な消毒、運行中の換気等を実施。

10

## 自己評価

## 事業実施の適切性

- ・生活交通ネットワーク計画どおり事業は適切に実施されており、地域住民の足としてコミュニティバスを運行することで、交通空白地域の解消につながっている。

## 「定量的な目標・効果」の達成状況

- ・自家用有償旅客運送について、年間(令和元年10月1日～令和2年9月30日)目標利用者数16,375人に対し実績は12,658人で、目標の77%にとどまった。原因には新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、学校の一斉休校や緊急事態宣言の発令以後、これまで堅調な利用が続してきた路線でも利用者が減少し、最大で定時定路線は約30%、デマンドは約50%の減少となっている。早期の回復を図るため、引き続き感染症対策と、利用促進に係る情報発信を継続する。

- ・九島線では目標利用人数42,300人に対して実績は33,873人と下回り、達成率は80.1%となった。原因是自家用有償旅客運送と同様で新型コロナウイルス感染症の影響によるものが大きく、今後も継続して感染症の予防対策を行い、利用の回復を図るとともに啓発活動等を継続していく。

# 宇和島市地域公共交通協議会

地域内ファイダース  
事業評価(令和2年度)

## 今後の事業に向けた改善点

- ・持続可能な公共交通とするには、地域住民の自主的・積極的な利用が不可欠であるため、今後も利用促進に係る啓発等を推進していくとともに、より一層の環境整備を行う。
- ・目標達成・未達成の系統についての精査を行う。
- ・大幅な再編を行った三間地区については、民間路線バスから市営コミュニティバスへの転換ということもあり利用が定着しない状況が見受けられるため、特に利用方法やどんな時に使えるか等を重点的に情報発信していく。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を注視するとともに、引き続き感染防止対策を実施し、早期の利用回復を図る。

## その他PRポイント

令和2年9月に南予地域公共交通再編実施計画に基づく事業として、利用の低迷していた民間路線バスの「愛治診療所前線」を、一部経路が重複していた「虹の森公園前線」へ統廃合し、民間路線バスの運行がなされなくなった地域を市営コミュニティバスでカバーする再編を行った。

## 第2号議案

### コミュニティバス定員超過対応の基本方針について

宇和島市で運行しているコミュニティバスについて、別当・吉田・三間地区では運行区域の道路幅員が狭いことや経費削減のため、定員10名の普通自動車を用いて運行を行っています。

一方で、運行が定着して利用が増加している地域や、児童が通学に利用している地域においては、通院・通学の需要が集中し、コミュニティバスが満車となる時間帯が出てきている状況でございます。

現在の対応としては、立ち乗りのできない普通自動車であることから、満員となつた際はそれ以降のご乗車はお断りをしていますが、コミュニティバスは便数が少ないため、次便まで長時間待つ必要があったり、その便が最終便であったりということがあります。

そこで、利用者の利便性向上を目的として、定員超過が発生した場合は運行主体である宇和島市の負担でタクシー車両を手配し、コミュニティバスの「追加便（タクシー）」として運行することを、宇和島市コミュニティバスの基本方針として整理いたしましたく存じます。

定員超過時に「追加便（タクシー）」を運行することについては、あらかじめ地域の協議会から承諾されていることが必要とされていますので、本協議会において、ご審議いただきますようお願いさせていただくものです。

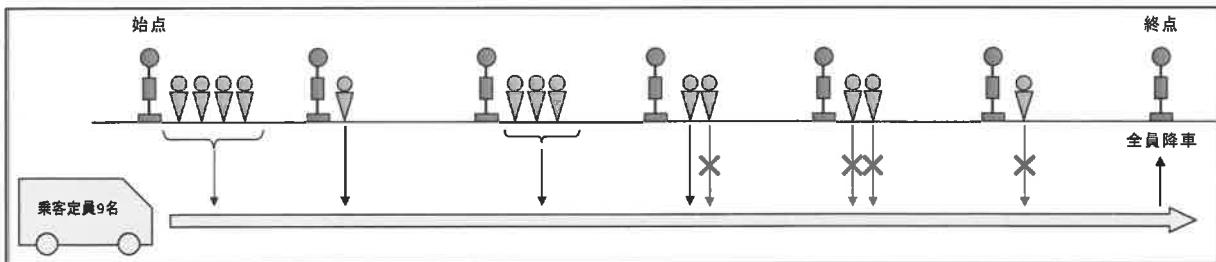
以上。

#### 「追加便（タクシー）」について

- ・コミュニティバスに乗れない人が発生した時点で、コミュニティバスの運転手がタクシーを手配します。
- ・タクシーはすぐに出発し、そのコミュニティバスと同じルートを、乗れなかった利用者を拾いながら追いかけていきます。
- ・タクシーを使用しますが、乗降できる場所や、運賃はコミュニティバスと同じになります。

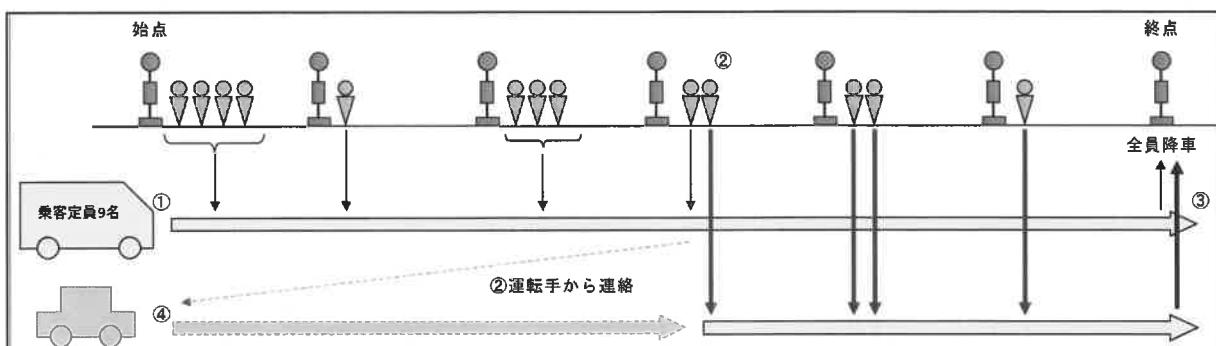
## コミュニティバス定員超過対応の基本方針の概要

### 1. 現在の状況



- ・定員 9 名の運行区間について、10 名以降は乗車をお断りすることとなります。
- ・乗車できなかった場合は、利用者ご判断で、次の便を待ったり、タクシーや自家用車等での移動を行うこととなります。
- ・場所や時間帯によっては次の便まで 1 時間以上空いていたり、次の便がなかったりする状況があります。

### 2. 基本方針



- ・満員乗車中にさらに利用者がいた場合、運転手が追加便（タクシー）を手配し、それにより全利用者を輸送します。
- ・追加便（タクシー）は、コミュニティバス運行業務を請け負う事業者が、自ら所有する車両により行います。  
(具体的にはタクシー会社が自前のタクシーを使用します。)
- ・コミュニティバスは追加便（タクシー）手配後も通常どおり運行し、乗車できなかった利用者はそのまま停留所で待機し、続行便を待ちます。
- ・追加便（タクシー）は、運転手が手配を行った停留所から、コミュニティバスと同じルートを運行して利用者を目的地まで輸送します。
- ・追加便（タクシー）もコミュニティバスと同様に乗降は停留所のみで、運賃はコミュニティバスと同額とします。
- ・追加便（タクシー）の費用は、コミュニティバスの委託料と合わせて、市が負担します。

### 3. 追加便（タクシー）の運行が発生する見込み

- 利用状況や小学生の人数等から、令和3年度について、以下の区間で発生する可能性があります。

路線名	便	区間	頻度
吉田地区 大良線	上り 第2便	中浦集会所前～吉田病院前	1～2回/月
三間地区 音地線	第4便	二名小学校前～音地集会所	4～5回/月

※大良線は最も通院利用が多い時間帯で、たびたび満車が発生しています。

※音地線は令和3年度に二名小学校の通学児童が2名増加します。

毎週水曜日は全学年が15時台に下校するため、一般利用者がいた場合に定員超過が発生する見込みです。

※津島地区コミュニティバスは乗客定員23～28名の中型車のため余裕があり、現時点では発生は見込まれません。

### 4. 基本方針の適用について

- 令和3年4月1日以降のコミュニティバス運行から適用します。
- 対象は「吉田地区コミュニティバス」「三間地区コミュニティバス」「津島地区コミュニティバス」の定時定路線便とします。  
※別当地区等のデマンド便は予約制であり、あらかじめ乗車できるかどうか確認したうえでご利用いただくなめ、方針の対象とはいたしません。
- 基本方針による対応は原則とし、地域の状況等によっては、同じ効果がある別の手段を講じることも可とします。  
(例：タクシー営業所が遠い場合、運行後のコミュニティバス車両を使って輸送する等)

以上。

### 第3号議案

#### 協議会設置規約の廃止及び運営規則の策定について

これまで、本協議会は平成19年6月2日付けで制定された「宇和島市地域公共交通活性化協議会規約」に基づき運営を行ってまいりました。

このたび、宇和島市において附属機関の整理が行われることとなり、附属機関は一括の市条例に基づき設置され、各附属機関の運営方法等は、規則としてそれぞれの附属機関が策定することとされました。

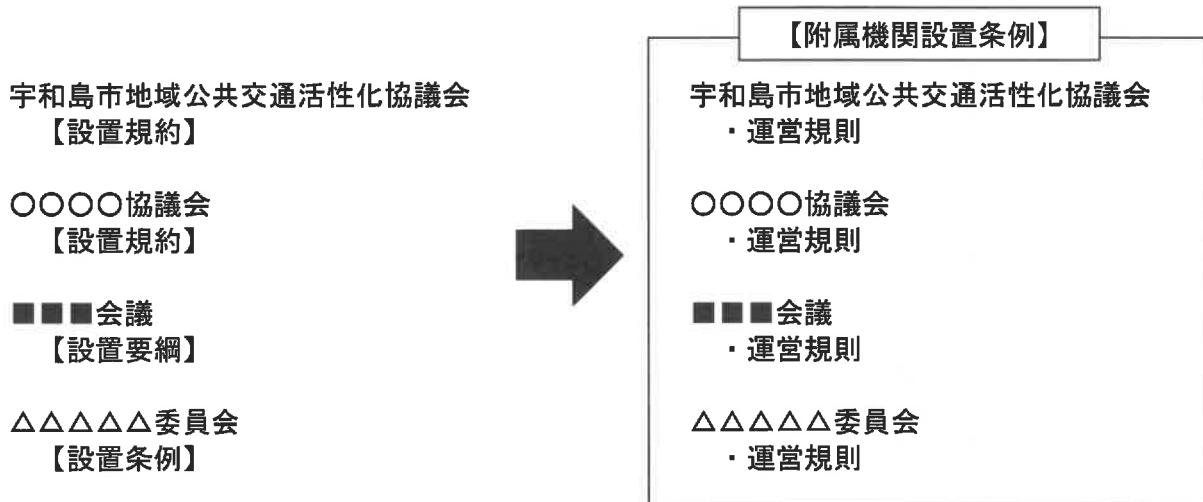
つきましては、本協議会もこれに従うこととし、令和3年4月1日をもって、従来の規約を廃止し、新たに運営規則を策定することいたしましたく、ご審議いただきますよう提案するものです。

なお、運営規則の内容は従来の規約を踏襲するとともに、令和2年11月27日に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を反映した内容を予定しており、実際の運営等に変更はございません。

以上。

# 協議会設置規約の廃止及び運営規則の策定の概要

## 1. 附属機関の設置根拠の整理



- これまでには、附属機関ごとに設置根拠となる「規約」「要綱」「条例」等を策定していました。
- 今後は、「附属機関設置条例」を共通の設置根拠とし、各附属機関の運営方法等は、それぞれが「規則」により定める形となります。

## 2. 宇和島市地域公共交通活性化協議会の運営への影響

- 運営規則は従来の設置規約の内容を踏襲したものとするため、運営への影響はございませんが、委員の任命が宇和島市長から行われるようになります。
- 令和2年11月27日に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を反映するとともに、本協議会が担っている役割のうち、規約に明文化されていなかった内容（フィーダー系統補助金関連等）についても改めて記載しております。

## 3. 協議会設置規約の廃止日及び運営規則の策定日

- いずれも令和3年4月1日付けとさせていただく予定です。

※設置規約の廃止及び運営規則の策定は、令和3年3月の宇和島市議会での条例制定を前提に実施させていただきます。

以上。

## 宇和島市地域公共交通活性化協議会規則（案）

### （趣旨）

第1条 この規則は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、宇和島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

### （協議会の構成員）

第3条 協議会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般社団法人愛媛県バス協会の代表
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 南予ハイヤー協議会の代表
- (5) 四国旅客鉄道株式会社の代表
- (6) 道路管理者
- (7) 宇和島警察署の代表
- (8) 住民又は利用者の代表

- (9) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
  - (10) 四国運輸局愛媛運輸支局長の指名する者
  - (11) 宇和島市観光物産協会の代表
  - (12) 市長の指名する職員
  - (13) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあっては、会議の開催に代えて書面又は持ち回りによる意見の聴取及び議事の決定を行うことができるものとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求め、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会は、運行に関する申請内容の協議並びに会議の準備及び運営に必要な事項を処理するため、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会は、会長が必要と認めた者をもって組織する。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(分科会)

第8条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査又は検討を行うた

- め、必要に応じ分科会を置くことができる。
- 2 分科会は、会長が必要と認めた者をもって組織する。
  - 3 分科会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 会議において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、総務企画部企画情報課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

# 宇和島市地域公共交通活性化協議会規約

平成19年6月2日制定

## (目的)

第1条 宇和島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

## (事務所)

第2条 協議会は、事務所を愛媛県宇和島市曙町1番地に置く。

## (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通網形成計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 地域公共交通網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

## (組織)

第4条 協議会は、別表に掲げるものをもって組織する。

### (役員の定数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第4条の委員の中から選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

### (役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを協議会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、協議会を招集すること。

## (会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の議決方法は出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、宇和島市総務部企画情報課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、宇和島市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬、費用弁償額及び支給方法等は、宇和島市報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年条例第45号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の收支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、別に定める。

附 則

この規約は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年8月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月1日から施行する。

## 附 則

この規約は、平成31年3月25日から施行する。

別表（第4条関係）

条項	委員
法第6条第2項第1号	宇和島市
法第6条第2項第2号	宇和島自動車株式会社 一般社団法人愛媛県バス協会 南予ハイヤー協議会 宇和島ハイヤー株式会社 四国旅客鉄道株式会社 国土交通省大洲河川国道事務所 愛媛県南予地方局建設部 宇和島市建設部
法第6条第2項第3号	宇和島警察署 宇和島市連合自治会 宇和島市P.T.A連合会 宇和島市女性団体連絡協議会 宇和島市老人クラブ連合会 宇和島自動車労働組合 四国運輸局愛媛運輸支局 宇和島市観光物産協会

(報告事項)

## 宇和島市地域公共交通網形成計画事業の進捗について

令和元年7月に策定した宇和島市地域公共交通網形成計画では、事業の計画的な推進と目標達成のため、毎年6月と1月の協議会において事業の実施状況の確認と評価を行うとともに、必要に応じて内容変更や追加事業案の提案・検討を行うこととしております。

今回は1月の協議会が書面での開催となつたため、進捗状況の報告のみ行わせていただきます。

以上。

## 宇和島市地域公共交通網形成計画に位置付ける事業

事業	実施状況(令和3年1月現在)
① 公共交通マップ、乗継時刻表の整備	公共交通マップ(令和2年9月版)を作成し、宇和島市広報8月号にて、市内全戸へ配布。その他に観光案内所や交通結節点(宇和島駅、バスセンター等)で来訪者向けに配布。
② 乗り方教室、交通安全教室を通じた利用促進	小学生向けにバスの乗り方教室を実施。 (R2.2月：鷲島小・小池保育園 R3.1月：鷲島小・小池保育園)
③ 路線の案内方法・情報発信方法の改善	バス路線の色分けについて既存の統一色分けが存在しなかつたため、公共交通マップ作成の中で設定。
④ イベント時等での公共交通利用を促進する情報発信方法の検討	公共交通マップへ市主要施設(体育館、ホール等含む)を掲載。 イベント時等での利用促進について、公共交通マップの活用を検討。
⑤ 免許返納に向けた取り組み	実施内容検討中。
⑥ 交通結節点・乗継拠点の整備	実施内容検討中。
⑦ 地域でバス等の待合空間を整備・維持管理できる仕組みの構築	実施内容検討中。
⑧ バリアフリー化への対応	車両購入時等、各主体にて隨時実施。
⑨ モビリティ・マネジメントの実施	実施内容検討中。
⑩ タクシー活用制度の構築	実施内容検討中。
⑪ バス路線網の再編	愛媛県の南予地域再編実施計画に基づき、令和元年10月1日に水産試験場前線と船間線を再編済み。 令和2年9月1日に愛治診療所前線を再編するとともに、三間地区コミュニティバスを再編済み。
⑫ 地域主体で行うコミュニティバス等の取組を支援する仕組みの構築	実施内容検討中。
⑬ 公共交通の利用状況に関する広報に関する取組の実施	実施内容検討中。
⑭ 必要な路線への支援体制の検討	生活交通バス路線への支援を拡充。
⑮ 運転士確保に向けた取組の実施	愛媛県地域公共交通網形成計画における事業と連携して隨時実施。
⑯ 市の施策検討における交通事業者の参画に向けた仕組みの構築	計画等の策定時に随時実施。
⑰ 公共交通の利用者の意見を聞く場の創設	実施内容検討中。
⑱ 公共交通機関の役割分担と連絡調整に関する場の創設	実施内容検討中。